

後期高齢者医療保険に 加入している人

国民健康保険に加入している人

新しい保険証をお送りします

75 歳以上の人（65 歳以上で広域連合が障がい認定した人を含む）が対象です。新しい保険証（クリーム色）は、7 月中に、個人宛に特定記録郵便で送付します。

新しい保険証（若草色）は、7 月中に加入者全員分を一括して世帯主宛に特定記録郵便で送付します。国保から別の健康保険に加入した人は国保の保険証は使えません。新しい保険証と国保の保険証をお持ちの上、必ず国保の資格喪失の届出をしてください。

令和 6 年 12 月 1 日時点で有効な国保と後期高齢の保険証は、令和 7 年 7 月 31 日まで使えます。ただし、12 月 2 日以降に住所が変わったり、70 歳や 75 歳になったりしたときなどは、保険証に代わって、マイナ保険証の人には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証がない人には「資格確認書」を交付します。

医療費の窓口負担が軽減される

マイナ保険証を利用すると
認定証の提示を省略できて便利。
ぜひご利用ください。

認定証の更新手続きはお済みですか

現在、認定証の交付を受けている人は、7 月中に新しい認定証を送付します。

引き続き認定証を必要とする人は、8 月末までに、更新申請を行ってください。現在、認定証の交付を受けている人には、個別に手続きの案内を送付しています。

入院など、高額な医療費がかかることが分かっている場合は、事前に申請して「限度額適用認定証」等の交付を受けると、所得に応じた限度額までの支払いで済みます。現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は 7 月末です。ご加入の医療保険によって手続きが異なりますのでご注意ください。

●注意事項●
所得未申告世帯の人・所得区分の変更により交付対象外となる人には、更新案内および新しい認定証は送付しません。

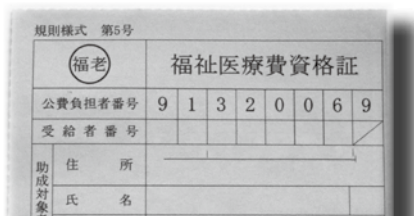
○後期高齢者医療保険料額を通知します

令和 6 年度の後期高齢者医療保険料額を前年中（令和 5 年）所得に基づいて決定しました。この保険料額をお知らせする通知書を、7 月中に加入している皆さんに送付します。保険料の徴収方法・開始時期は、この通知書に掲載しています。また、令和 6 年度より保険料率等が変わります。詳細は新しい保険証に同封されているリーフレットをご確認ください。

後期高齢者医療について
☎ 23-3085、23-3120

問い合わせ
市民課
保険年金係

国民健康保険について
☎ 23-3084、23-3087



福祉医療証は毎年更新手続きが必要です。

福祉医療証の資格更新日は、毎年10月1日です。福祉医療証をお持ちの人には、7月中に、更新申請書を送付します。提出いただいた申請書（必要書類などを添付したもの）に基づいて資格を判定し、該当の人に医療証を送付します。

また、前回の所得判定で非該当となった人でも、所得の変化によって、令和6年度は該当となる場合があります。詳しくは問い合わせください。

なお、福祉医療制度は、申請月からの適用となり、さかのぼっての適用はできません。早めの手続きをお願いします。

●申請に必要なもの 右の表を確認ください

●受付場所 市民課保険年金係（安来庁舎1階）・広瀬地域センター・伯太地域センター

※所得や住民税課税状況は、世帯員全員を確認するため、令和6年1月1日現在で安来市に住所がなかった人は、前住所地の「住民税課税証明書」が必要です。所得税非課税証明書は、確定申告の写し等でも構いません。

※所得制限について、詳しくは問い合わせください。

手続きの前に確認ください

対象者 (所得制限あり)	必要なもの
重度の障がいがある人	申請書、健康保険証、お持ちの手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ※20歳以上の人は、上記のほか、令和5年中の障害年金・恩給等の非課税年金受給額のわかるもの
ひとり親家庭の人	申請書、健康保険証

※更新手続きの際は、来庁者の本人確認書類を提示ください。

申請×切 9月2日(月)

問い合わせ 市民課 保険年金係
福祉医療について ☎ 23-3086

医療機関でかかった医療費の状況をお知らせしています

医療保険制度では、ご家庭の医療費の状況をお伝えするため、定期的に「医療費通知」を送付しています。どの医療機関にどのくらい医療費がかかっているかなど、確認ください。

また、この医療費通知は、確定申告（住民税申告）の医療費控除を申告するときに

**後期高齢者医療制度の医療費通知は
年1回お届けします**

受診月	発送月
令和5年11月～ 令和6年10月	令和7年1月中旬予定
※確定申告をするときに、令和6年11月・12月の受診分は、医療機関が発行する領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。	

問い合わせ 市民課保険年金係 ☎ 23-3085

利用できます。申告書に医療費通知を添付することで、控除に必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。申告時まで大切に保管してください。

発送時期は加入している医療保険制度ごとに異なります。

**国民健康保険の医療費通知は
年4回に分けてお届けします**

受診月	発送月
令和6年1月～3月	令和6年7月予定
令和6年4月～6月	令和6年10月予定
令和6年7月～9月	令和6年12月予定
令和6年10月～12月	令和7年2月予定

問い合わせ 市民課保険年金係 ☎ 23-3086

